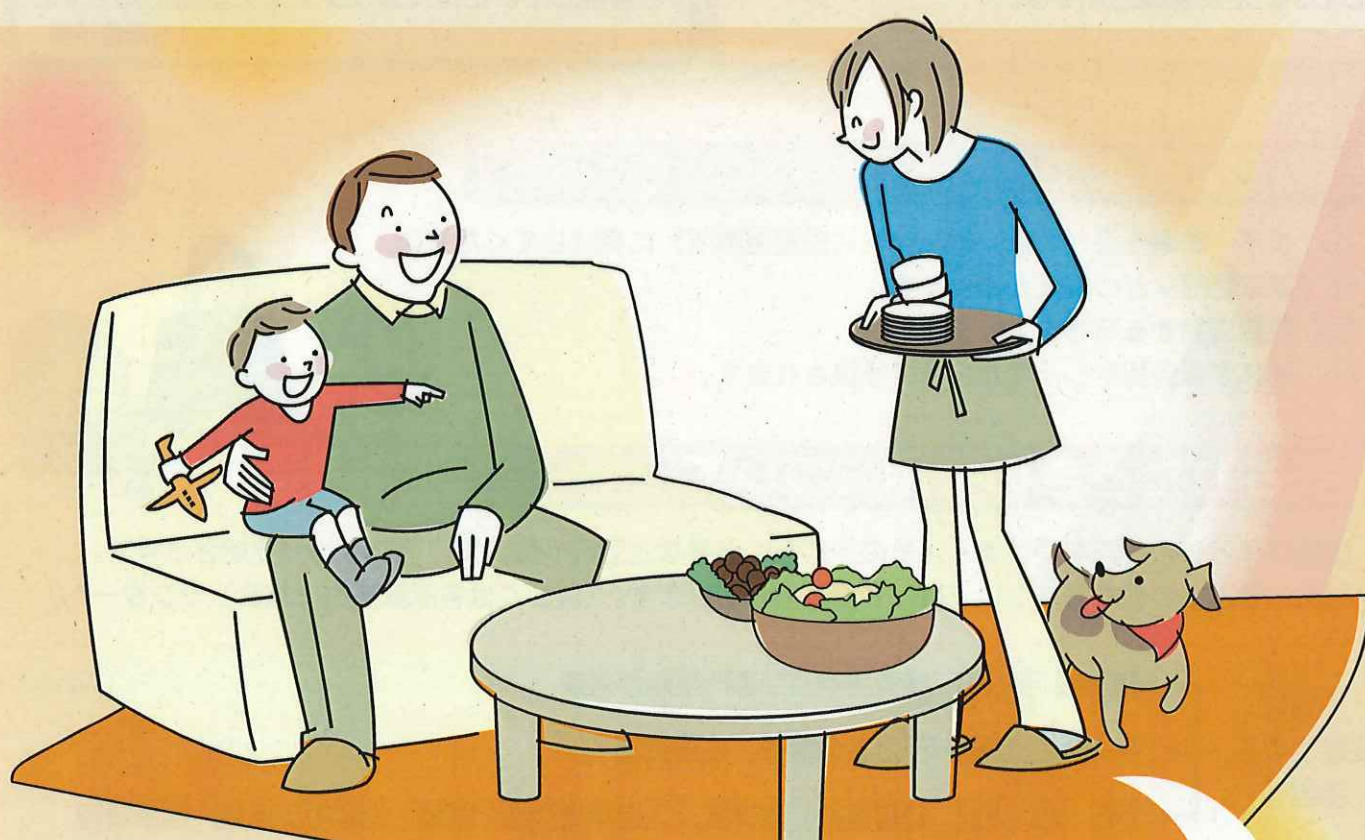


里親になりませんか

～あなたの支援を待っている子ども達がいいます～

さまざまな事情により、家庭で一緒に暮らしていくことのできない子どもがいます。里親とは、こうした子どもたちが明るく健やかに成長できるよう、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって育ててくださる方のことです。



里親研修を終えた私は、7月にオムツをした2歳に満たないA君と出会いました。我が家にA君を迎えてからは、毎日川の字になって眠っています。アンパンマンが大好きで、部屋中に玩具があふれています。犬の散歩では公園をハシゴしながら、一緒に滑り台をしたり。A君に「ママ」と呼ばれた時の愛しさは忘れられません。でも、イヤイヤ期は、試し行動かどうか分からず不安で、チックが出ては心配し、嫌いなご飯をひっくり返した時には怒ったり。毎日いろいろありますが、親子3人、食べて遊んで、賑やかに暮らしています。

(京都府里親会南部支部 養育里親さん)

里親には次の種類があります

養育里親・専門里親

養子縁組をせず、一定期間子どもを家庭に迎え入れ、養育していただく里親さんです。期間は数週間～十数年とさまざまです。

親族里親

親族（祖父母・きょうだい）がその子どもに限り養育する里親さんです。実父母の死亡など養育できない理由が必要です。

養子縁組里親

養子縁組が必要な子どもを家庭に迎え入れ、養育していただき、将来その子どもと養子縁組をしていただく里親さんです。

ホームステイ里親

施設で暮らしている子どもを週末や夏休み、年末年始などに短期間受け入れ、家庭生活体験をご提供していただくボランティア里親さんです。
※研修不要

里親になるまで

- ① まず、家庭支援（総合）センター（児童相談所）に相談してください。
- ② 家庭訪問などの調査があります。
- ③ 里親に関する研修を受けます。
- ④ 知事が里親認定し、里親名簿に登録されます。



委託されたときの費用について

里親が子どもの委託を受けると、その子どもに必要な生活費や教育費、里親手当が支給されます。なお、子どもの医療費については、公費負担があります。（詳しくは各家庭支援（総合）センターへ）

里親に
支給される
手当等

【里親手当】 養育里親及び専門里親が対象

【一般生活費】 子どもの食費、被服費等

【その他】 幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職・進学等支度費、医療費等

※ホームステイ里親への委託費用は異なります。

里親についてのご相談は

京都府家庭支援総合センター

〒605-0862 京都市東山区清水四丁目185-1
TEL 075-531-9600

京都府南部家庭支援センター（宇治児童相談所）

〒611-0033 宇治市大久保町井ノ尻13-1
TEL 0774-44-3340

京都府北部家庭支援センター（福知山児童相談所）

〒620-0881 福知山市字堀小字内田1939-1
TEL 0773-22-3623

（宇治児童相談所 京田辺支所）

〒610-0332 京田辺市興戸小モ詰18-1
TEL 0774-68-5520